市民活動レターボックス利用上の注意

秋田市民交流サロン

[市民活動レターボックスの利用]

- ・利用対象は、秋田県内を活動拠点とする市民活動団体です。
- ・市民活動レターボックスは、事務連絡および郵便物の受取りに利用するものであり、危険物や金品の受渡し等には利用できません。
- ·受取りはA4サイズ以下の普通郵便のみです。(小包、書留、速達は不可)
- ・郵便物についてはサロンでは一切責任を負いかねます。
- ・レターボックスの鍵は市民交流サロンが保管し、利用時に窓口に申し出る ものとします。(合い鍵は認めません)
- ・郵便物の宛先は市民交流サロンとなりますが、各団体の事務所としての利用はできません。
- ・秋田市からの市民活動団体向けのチラシを投函することがあります。
- ・利用期間は利用認定通知に記載の期間となります。

〔駐車場について〕

・サロンの利用者に対する、駐車場料金の割引サービス(駐車券の発行等)は行っておりませんので、ご了承ください。

[サロン利用者の遵守事項]

- ・火災、爆発その他危険の生ずるおそれのある行為をしないこと。
- ・騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ・施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- 食事をしないこと。
- ・ 喫煙をしないこと。
- ・講座等に必要な印刷費および飲料代の実費相当分を徴収する場合を除き、サロン内での金銭の授受を行わないこと。
- ・その他、管理上必要な指示に従うこと。